

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年3月28日

秩父市長 北 堀 篤

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
荒川久那-1	秩父市荒川久那 4010 外	荒川久那3 林班 23 小班外	山林	2.7913	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-2	秩父市荒川久那 4019 外	荒川久那3 林班 23 小班外	山林	2.4785	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-3	秩父市荒川久那 4012-1 外	荒川久那3 林班 24 小班外	山林	0.3128	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-4	秩父市荒川久那 4013-1 外	荒川久那3 林班 33 小班外	山林	0.3128	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-5	秩父市荒川久那 3987-1	荒川久那3 林班 15 小班	山林	0.3933	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-6	秩父市荒川久那 3922-1 外	荒川久那2 林班 2-3 小班外	山林 外	1.6781	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-7	秩父市荒川久那 3928-7 外	荒川久那2 林班 2-3 小班外	山林 外	1.6170	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-8	秩父市荒川久那 4027-1 外	荒川久那2 林班 9 小班外	山林	17.4375	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-9	秩父市荒川久那 3985-1	荒川久那3 林班 28-2 小班	山林	0.0538	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-10	秩父市荒川久那 3933-2	荒川久那3 林班 13 小班	畑	0.0370	2025.4.1～ 2035.3.31	
荒川久那-11	秩父市荒川久那 4052-2	荒川久那2 林班 21 小班	保安林	4.0039	2025.4.1～ 2035.3.31	

荒川久那-12	秩父市荒川久那 3985-2 外	荒川久那 3 林班 30-1 小班外	山林 外	0.1625	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-13	秩父市荒川久那 4017-1	荒川久那 3 林班 33-2 小班	山林	0.0805	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-14	秩父市荒川久那 4024-1 外	荒川久那 2 林班 16 小班外	山林	0.4065	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-15	秩父市荒川久那 4052-3	荒川久那 2 林班 24 小班	保安林	3.2314	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-16	秩父市荒川久那 4052-4	荒川久那 2 林班 31-2 小班	保安林	2.8076	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-17	秩父市荒川久那 4025-1 外	荒川久那 3 林班 17-1 小班外	山林	0.1465	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-18	秩父市荒川久那 4052-1 外	荒川久那 2 林班 16 小班外	保安林 外	2.3999	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-19	秩父市荒川久那 4021 外	荒川久那 3 林班 21 小班外	山林	0.9008	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-20	秩父市荒川久那 4026-1 外	荒川久那 2 林班 8 小班外	山林 外	6.5123	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
荒川久那-21	秩父市荒川久那 3931-2 外	荒川久那 3 林班 17-1 小班外	畑	0.1414	2025. 4. 1～ 2035. 3. 31	
計				47.9054		

2 縦覧場所 秩父市森づくり課、秩父市のホームページ

3 本公告により、秩父市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上